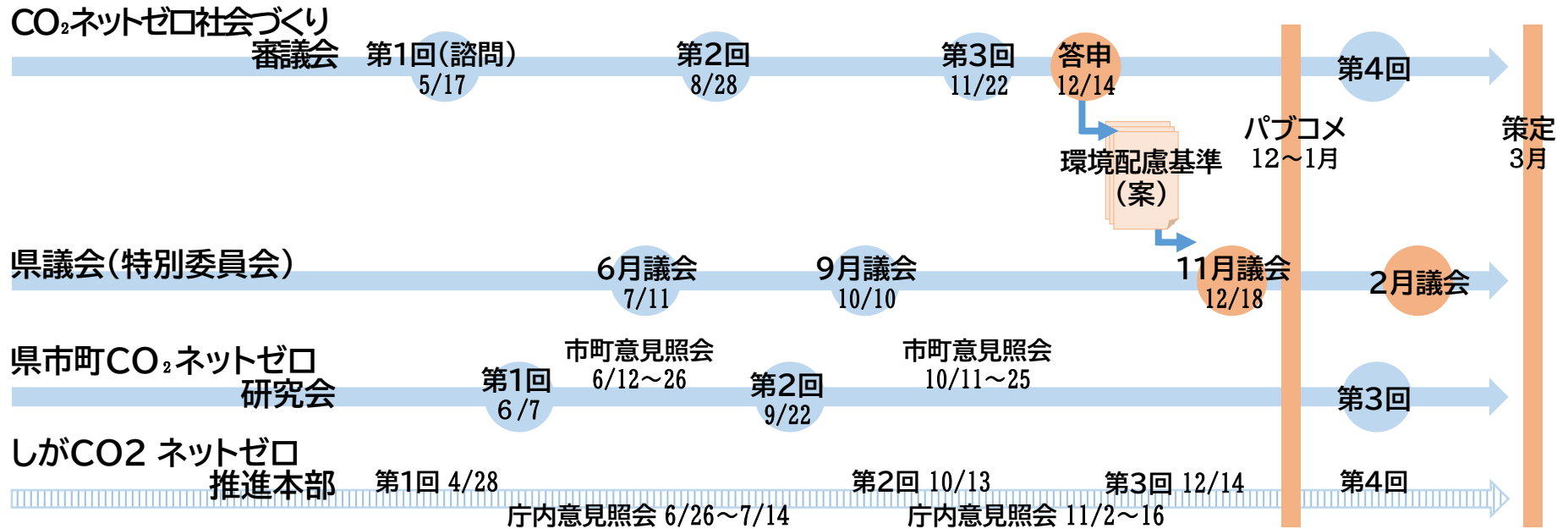


# 地球温暖化対策推進法に基づく 「促進区域」に係る環境配慮基準の策定について

琵琶湖・GX推進対策特別委員会 資料1  
令和5年(2023年)12月18日(月)  
総合企画部CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課



## 主な修正ポイント

### 促進区域に含めない区域

「琵琶湖システム対象地域」を『3 促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項』に移動

### 促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項

追加	「 <u>浸水被害軽減地区</u> 」
削除	「 <u>地下水の保全</u> 」
修正	「 <u>地域の降水量の状況</u> 」を『土地の安定性への影響』に移動
	「 <u>過去の土地の利用状況</u> 」を「 <u>廃棄物が地下にある土地(指定区域等)</u> 」に修正

# 滋賀県 環境配慮基準の案

## 基本事項

### ① 基本的な考え方

自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から、以下の考え方で 滋賀県の環境配慮基準を策定  
**安全・安心 生物多様性 景観・眺望 地域との調和**

### ② 対象施設

本県の再生可能エネルギーのポテンシャルおよび導入目標を踏まえ、**太陽光発電を対象とする。**

## 促進区域に含めない区域

環境配慮事項		除外する区域	分類
1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項	水の濁りによる影響	水源森林地域	安全・安心
	土地の安定性への影響	砂防指定地 保安林 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域 土砂災害特別警戒区域	安全・安心
2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項	植物の重要な種及び重要な群落への影響	ヨシ群落保全地域 希少野生動植物種の生息・生育地保護区	生物多様性
	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	ラムサール条約湿地 鳥獣保護区の特別保護地区 希少野生動植物種の生息・生育地保護区	生物多様性
	地域を特徴づける生態系への影響	緑地環境保全地域 滋賀県自然環境保全地域	生物多様性
3 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立/国定公園(第2種特別地域 第3種特別地域) 県立自然公園(第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域) 歴史的風土特別保存地区	景観・眺望
4 その他滋賀県が必要と判断するもの	その他滋賀県が必要と判断するもの	河川区域 農用地区域	安全・安心 地域との調和

# 滋賀県 環境配慮基準の案

## 促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項

環境配慮事項		収集すべき情報		分類
1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項	騒音による生活環境への影響	保全対象施設(学校、病院等)の分布状況	住宅の分布状況	地域との調和
	水の濁りによる影響	河川等の公共用水域の水質および利用状況 湖沼、ため池や貯水池等	各種漁業の操業の状況および産卵保護水面区域	安全・安心
	土地の安定性への影響	土砂災害警戒区域 地盤沈下に係る状況	洪水浸水想定区域図 盛土、切土 地先の安全度マップ <b>地域の降水量の状況</b>	<b>浸水被害軽減地区</b> 安全・安心
	主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	保全対象施設(学校、病院等)の分布状況	住宅の分布状況 交通の状況	景観・眺望
2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項	植物の重要な種及び重要な群落への影響	環境省レッドリスト 保全上重要な湿地	滋賀県で大切にすべき植物群落 自然記念物 ヨシ群落普通地域 生物多様性保全上重要な里地里山 特定植物群落 巨樹・巨木林	生物多様性
	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	環境省レッドリスト	滋賀県で大切にすべき野生生物 イヌワシ・クマタカの保護および生息環境保全ゾーン	生物多様性
	地域を特徴づける生態系への影響	守りたい育てたい湖国の自然100選		生物多様性
3 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国定公園(普通地域) 景観計画区域 重要文化的景観	県立自然公園(普通地域) 風致地区 歴史的風土保存区域 伝統的建造物群保存地区 <b>琵琶湖システム対象地域</b> 史跡、名勝、天然記念物 伝承文化	景観・眺望
	主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	自然歩道	緑の回廊	景観・眺望
4 その他滋賀県が必要と判断するもの	その他滋賀県が必要と判断するもの	河川保全区域 <b>廃棄物が地下にある土地(指定区域等)</b> 地域計画の区域内農地	有形文化財 埋蔵文化財 ふるさと文化財の森 第1種農地等集团的優良農地	安全・安心 地域との調和

## 「促進区域に含めない区域」に対する意見

意見の趣旨		意見への対応
「農用地区域」について	<p>営農型太陽光発電などが想定される農地等について、促進区域の候補として検討できるよう可能性を残すべき。(長浜市、草津市、甲賀市)</p> <p>農業と共存し、かつ農業者の利益となるような農地の利用についても検討できる基準とすることが望ましい。(CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり審議会 高村委員ほか)</p>	<p>「農用地区域」を農業振興に必要な土地として確保するため、営農型太陽光発電を含む農地転用許可が必要な施設については、農業上の利用に支障が少ない農地に誘導する必要があるため、案のままとする。</p> <p>なお、「第2種、第3種農地」を促進区域とすることは可能であり、「第1種農地等集团的優良農地 地域計画の区域内農地」については、農地転用許可制度等農地制度との整合を確保するなど地域農業の振興上支障とならない事業計画である場合には促進区域とすることは可能である。</p>
景観・眺望に対する考え方について	<p>ペロブスカイトなど、色調や反射に配慮された製品が出てくる可能性があることから、景観や眺望に対する規制を一律にすべきではない。(甲賀市)</p>	<p>現時点でペロブスカイト等の新たな技術は開発・実証段階であり、案のままとする。</p>

## 「促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項」に対する意見

市町からの意見		意見への対応
「都市公園法」について	<p>都市公園法に関する規定がないが、追加できないか。(草津市)</p>	<p>都市公園は、国または地方公共団体が土地の所有権等の権限を取得し整備するものであり、都市公園法の規定に基づいての対応となるため、県として基準を設けないこととする。</p>